

# 確定申告の準備はお早めに

●大森税務署 ☎3755-2111 ●雪谷税務署 ☎3726-4521 ●蒲田税務署 ☎3732-5151

## 確定申告の 相談・受け付け・納税

- 所得税・復興特別所得税 2月18日～3月15日
- 贈与税 2月1日～3月15日
- 消費税・地方消費税(個人事業者) 4月1日まで

### 確定申告の会場開設日のお知らせ

●平成30年分所得税・復興特別所得税、個人事業者の消費税・地方消費税、贈与税の申告書の作成・提出会場を下表の日程で開設します。会場を開設する日までは、税務署内に申告書作成会場がありませんので下表の期間にお越しください。

●国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って入力することで確定申告書などが作成できます。それを電子申告(e-Tax)で送信するか、印刷して税務署へ郵送するなどでも提出できますので、ご利用ください。

●国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」利用者や、申告書を书面提出された方などへ、申告書用紙の代わりにお知らせハガキ・通知書を送付します。

対象	会場	開設期間 (土・日曜を除く)	受付時間 (相談は午前9時15分～午後5時)
大森税務署管内の方	池上会館	2月18日～3月15日	午前9時～午後4時
雪谷税務署管内の方	雪谷税務署		午前8時30分～午後4時
蒲田税務署管内の方	蒲田税務署		

※大森税務署内には、申告書作成会場を設置しません  
※混雑時は、受付を早めに締め切る場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください

### 日曜の確定申告の相談・受け付けなど

2月24日、3月3日は、「蒲田税務署」で申告書作成会場を開設します。前年申告書控などをお持ちください。大森・雪谷・蒲田税務署の合同会場となり、大変混雑しますので、ご了承ください。なお、駐車場は利用できません。

### 税理士による無料申告相談

☑小規模納税者の所得税・復興特別所得税・消費税、年金受給者・給与所得者の所得税・復興特別所得税の申告(譲渡所得のある場合を除く)

●申告書の作成に必要な書類(前年申告書控・源泉徴収票・収支内訳書など)と印鑑、筆記具、マイナンバーに係る本人確認書類の写しなどをお持ちください。

●受付時間は午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分

●混雑時は、受付を早めに締め切る場合があります。

●提出のみの方は、税務署へ持参か郵送でご提出ください。

●無料申告相談は右表の会場のみで行います。

	会場	日程
大森	大田文化の森	2月5日(火)・6日(水)
	大森東特別出張所	2月7日(木)・8日(金)
	入新井集会室	2月13日(水)・14日(木)
雪谷	嶺町集会室※	2月5日(火)～12日(火)、14日(木)・15日(金)
蒲田	大田区民プラザ	2月5日(火)～7日(木)
	萩中集会所	2月13日(水)～15日(金)

※土・日曜、祝日を除く

### ご注意ください

#### ●医療費控除の適用を受ける方

平成29年分の確定申告から、医療費領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書(国税庁HPから出力可)」の添付が必要となりました。申告の際には、「医療費控除の明細書」を作成・提出してください。

#### ●マイナンバー(個人番号)の記載について

所得税・復興特別所得税などの申告書は、税務署に提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示か写しの添付が必要ですのでご注意ください。

## 各種控除のご案内

### ～税の申告前に確認しましょう～

さまざまな控除があります。控除の詳細は各問合先へお問い合わせください。



### 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の社会保険料控除

平成30年中に納めた各保険料額を控除できます。実際に納めた方が控除の対象ですが、特別徴収(年金から差し引き)で納付した場合は、本人だけが控除の対象です。

#### ●各保険料の年間納付済額をはがきでお知らせします

1月末ごろに郵送します。国民健康保険料は、世帯全員分の納付済額を世帯主に通知します。

#### ●保険料を年金からの差し引きで納付している方

各年金保険者から1月中旬に郵送される「平成30年分公的年金等の源泉徴収票」でも確認できます。なお、還付された保険料額がある場合は、区がお知らせした年間納付済額で申告してください。

※納付額は郵送での回答のみ。電話での回答はいたしません

- 国民健康保険料＝国保年金課国保料収納担当  
☎5744-1209 FAX5744-1516
- 後期高齢者医療保険料＝国保年金課後期高齢者医療収納担当  
☎5744-1647 FAX5744-1677
- 介護保険料＝介護保険課収納担当  
☎5744-1492 FAX5744-1551

### 高齢者おむつ費用の医療費控除など

#### ●おむつ費用の医療費控除

常時おむつを必要とする、ねたきり高齢者のおむつ費用が控除できます。医師が発行する「おむつ使用証明書(税務署所定の様式)」とおむつの領収書が必要です。前年に控除を受け、介護保険の要介護認定を申請した方は、「おむつ使用証明書」の代わりに、問合先で発行する「確認書」で申告できる場合があります。

#### ●ねたきり・認知症高齢者の障害者控除

65歳以上の要介護(要支援)認定を受けている方は、ねたきりの状況や認知症の程度によって、障害者控除か特別障害者控除を受けられる場合があります。

#### ●地域福祉課高齢者地域支援担当

- 大森 ☎5764-0658 FAX5764-0659
- 調布 ☎3726-6031 FAX3726-5070
- 蒲田 ☎5713-1508 FAX5713-1509
- 梶谷・羽田 ☎3741-6525 FAX6423-8838

### 介護保険サービスなどの医療費控除

次の介護保険サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の自己負担額が対象です。ただし、高額介護サービス費などが支給された分は対象となりません。

#### ●控除の対象(介護予防サービスを含む)

●医療系居宅サービス 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合)、複合型サービス(生活援助中心型の訪問介護部分を除く、医療系サービスを含む組み合わせにより提供されるもの)

●医療系サービスと合わせてケアプランに基づき利用するサービス 訪問介護(生活援助が中心の場合を除く)、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合が連携型事業所の場合)、複合型サービス(生活援助中心型の訪問介護部分を除く、医療系サービスを含まない組み合わせにより提供されるもの)、介護予防・日常生活支援総合事業(生活援助中心のサービスを除く、第1号訪問・通所事業)

●施設サービス 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ※食費、居住費の自己負担額も対象。介護老人福祉施設は自己負担額、食費、居住費のそれぞれの2分の1が対象  
●介護保険課給付担当 ☎5744-1622 FAX5744-1551